

財政改革研究会・政府資産圧縮 PT 最終報告

平成18年6月20日
自由民主党 財政改革研究会
政府資産圧縮プロジェクトチーム

1. はじめに

本 PT は、政府資産・負債管理に関する政府部内における検討の進展を踏まえつつ、構造改革を積極的に推進する政権与党の立場から、より包括的かつ具体的な政策プランを検討するため、本年1月に財政改革研究会の下部組織として設置されたものである。

発足以来、本 PT は合計27回の会合を重ねてきた。途中、本年3月に中間報告を公表した後、各方面からの意見集約と更なる検討を進めた結果、ここに最終報告をとりまとめる次第である。

2. 政府資産・負債管理に関する基本方針

(1) 歳入・歳出(フロー)及び政府資産・負債(ストック)の一体的かつ戦略的改革

- 政府の経済・財政政策において、歳入・歳出(フロー)の改革を進めると同時に、その十数倍の規模に達している政府資産・負債(ストック)を一体として改革することにより、市場金利の変動等が財政運営に与える影響及び将来の国民負担の増大等を抑制し、中長期的に安定的な財政運営を実現する。
- 歳入・歳出(フロー)及び政府資産・負債(ストック)を一体として改革するとともに、専門知識及び経験に基づく戦略的な財政運営を継続して実施するため、必要な組織及び制度面での整備を進める。

(2) 政府資産・負債(ストック)面での「官から民へ」の流れの加速

- 従来、政府が保有していた資産をできる限り民間部門に解放し、より効率的かつ効果的な国民経済の発展を実現するとともに、政府の財政運営上のリスクがすべて国債に集中している状況を改め、かかるリスクの分散化を実現する。

(3) 国及び地方公共団体の連携

- 国及び地方公共団体の連携を通じたオール・ジャパンの体制で、歳入・歳出(フロー)及び政府資産・負債(ストック)の一体的かつ戦略的改革を推進する。

3. 本 PT の提案

(1) 国有財産にかかる命名権(ネーミング・ライツ)の売却等

【主な対象となる資産・負債総額:0.1兆円】

- 国または特殊法人等が保有する資産について、一般競争入札で命名権(一定の期限付)を売却することにより、資産の有効活用を図る。
- 国または特殊法人等が保有する資産に広告媒体(看板等)を設置することを認めることにより、広告料等の収入の増大を図る。
- 一般競争入札への参加条件等の詳細については、今後、さらに検討する。

【仮想事例】

「国立競技場」 「国立競技場」
 「レインボー・ブリッジ」 「レインボー・ブリッジ」
 「国道××号線」 「ロード」、「××アベニュー」
 「明石大橋」 「明石大橋」

(2) 小規模・低利用の庁舎・宿舍等の売却及び有効活用

【主な対象となる資産・負債総額:2兆円超】

- 国が保有する庁舎・宿舍等のうち、小規模・低利用のものについては、客観的かつ合理的な基準で包括的に見直すことを通じて、国有財産の売却及び有効活用を促進する。
- 行政活動の機能の維持のため、真に必要な庁舎・宿舍等であるか否かの判断においても、資産保有にかかるコストや効率性の観点を加味すること等を通じて、「小さな政府」の実現を図る。

【小規模・低利用庁舎・宿舍等の売却及び有効活用にかかる基準】

更地(建物なし)	原則として全て売却
宿舍・寮等	昭和56年以前に取得した物件:原則として全て売却 昭和57年以降に取得した物件: (a)低利用(利用容積率150%以下)または (b)小規模(敷地3,000平方メートル以下)の物件は、原則として全て売却
庁舎(研修施設等を含む)	(a)低利用(利用容積率150%以下)または (b)小規模(敷地3,000平方メートル以下)の物件は、売却及び有効活用の方法を検討

(3) 国有財産の有効活用に関する市場化テスト(フル・オープン化)

【主な対象となる資産・負債総額:10兆円】

- 一般の市場化テストが国の行う「事業」に着目したものであるとすれば、これは国が保有する「資産活用」の観点からの市場化テストである。
- 普通財産、行政財産等の区別を問わず、すべての国有財産を処分可能資産として情報公開(フル・オープン化)した上で、民間から有効かつ効率的な活用方法(売却・証券化・PFI等)の提案を募集し、当該提案と所管官庁による利用状況、資産査定(デュー・デリジェンス)等を比較検討し、実際に処分対象とするか否かを決定する。
- 一方、国が保有することが真に必要であると認められたもの、または、国が保有すべき政策的理由があると判断されたものについては、引き続き国が保有することを認めるが、その後も資産活用の有効性・効率性等の点で常に民間と比較されているという緊張感を与える。

(4) 証券化等の金融技術による国債残高の圧縮

【主な対象となる資産・負債総額:80～100兆円】

貸付債権の証券化

- 政府保有の金融資産を証券化すること等により、金融資産・負債の圧縮を実現する。特に、国債の金利水準が上昇局面に入った現在、できるだけ速やかに国債残高を圧縮することを通じて、政府が抱える国債の金利変動リスクと将来の国民負担の増大を抑制し、中長期的に安定的な財政運営を目指す。
- 貸付債権の証券化によって、国債残高の大幅な圧縮及びそれに伴う国債の金利水準の抑制が期待されるところ、「国の一般会計に係る長期試算」(財務省・財政制度等審議会)によれば、一般会計の普通国債残高(2015年度)は、金利水準1%当たり対GDP比約8%(約40兆円相当)抑制されることが見込まれている。また、一般会計のプライマリー・バランス(2011年度)も、金利水準1%当たり対GDP比約0.1%(約5千億円相当)改善することが見込まれている。
- 財政投融资の貸付債権を円滑に証券化するためには実務的な課題を解決する必要があるが、それらは最先端の金融技術や優先・劣後構造による信用補完の仕組みを工夫すること等によって対応可能なものである。また、財政投融资の貸付債権を証券化することは、財政投融资という政策的な貸付制度自体を廃止するようなものでもないことに留意すべきである。

未利用国有地及び物納財産等の売却・証券化

- 未利用国有地及び毎年度発生する物納財産等の売却・証券化によって得られる収入(財務省の見積りは2.1兆円)で国債残高を圧縮する。

政府保有有価証券(道路債券等)の売却・証券化

- 主として財政融資資金特別会計が保有している有価証券(道路債券等)の売却・証券化によって得られる収入(経済同友会の見積りは9.2兆円)で国債残高を圧縮する。

民営化法人に対する出資の売却

- 民営化が予定されている法人に対する政府出資を売却して得られる収入(財務省の見積りは8.4兆円)によって、国債残高を圧縮する。
- 具体的には、日本郵政(株)、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、石油特会保有の22の民間会社、高速道路6社、成田国際空港(株)、関西国際空港(株)、東京地下鉄(株)等が対象となる。

4. 実施体制等

(1) 民間の専門家を集めた第三者機関の設置の検討

- 本 PT の提案を着実に実施するためには、財政・金融・法制等に関する高い専門性を有するとともに、利益相反する立場に立つことなく、公正な判断を行うことが不可欠である。また、財務省等関連機関との連携を図りつつ、その進捗を監視する必要も認められる。そこで、民間の専門家を集めた常設の第三者機関「政府資産負債管理委員会」(仮称)を内閣府に設置することを提案する。
- 当該第三者機関は、限られた期間(最長5年間を想定)内に国の資産・負債管理に関する事項について包括的に処理することを目的とする。特に、圧縮対象となる政府保有資産・負債については、これを資産・負債両建てで当該第三者機関に移管した上で、その管理と処理を行うことが望まれる。
- 本 PT の提案のうち、特に、証券化等の金融技術による国債残高の圧縮に関しては、第三者機関において、民間の英知と技術を結集して、財政再建のために最も効果的な手法を慎重に検討すべきである。

(2) 政府資産負債一体改革法(仮称)の制定の検討

- 本 PT の提案を着実に実施し、包括的に政府資産・負債の圧縮を推進するため、必要な権限と組織を整備することを目的として、「政府資産負債一体改革法」(仮称)を制定することも考慮すべきである。
- 同法においては、上記(1)の第三者機関の設置根拠及び権限とともに、政府資産・負債の一体改革にかかる財政運営上の原則等を定める。

(3) 政府資産・負債(ストック)の管理に必要な公会計制度の整備

- 歳入・歳出(フロー)及び政府資産・負債(ストック)を一体的かつ戦略的に管理する

ための客観的データとして、公会計情報(政府部門の財務書類)が整備されることが望まれる。そこで、議会による予算統制及び行政による説明責任の履行の観点から、予算及び決算の双方について国及び各省庁の財務書類を作成・開示するための公会計制度の本格的導入を検討する。

- 公会計に関する基準を整備するため、財務書類を作成・開示し、監査を受ける立場にある各省庁からは独立・中立的な組織及び権限を保障された会計基準検討機関を設置する方向で検討する。また、公会計情報(政府部門の財務書類)の信頼性を担保するため、第三者による監査を導入する。

(4) 党内に監視及び協議を行う機関を設置

- 与党として歳入・歳出一体改革及び経済・財政一体改革を推進していくことと歩調を合わせるとともに、政府資産・負債の一体改革の着実な推進を監視し、必要な場合には政府側の上記(1)の第三者機関に協議を申し入れる機関を党内に設置する。
- また、党内の同機関において、上記(2)の政府資産負債一体改革法(仮称)を制定するために必要な措置を講ずる。

5. おわりに

今こそ我々は、上記のような思い切った政府資産・負債改革を断行し、国家的プロジェクトとして経済・財政一体改革に取り組むという決意を国内外に宣言しなければならないと考える。

以上